

## 所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和元年12月19日

仙台法務局登米支局 登記官 川口勝宏

### 記

意見又は資料の提出先 仙台法務局不動産登記部門又は登米支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m <sup>2</sup> )	摘要
3704-2019-0001	登米市登米町登米字寺池道場93番	畑	561	
3704-2019-0002	登米市登米町登米字寺池道場108番	畑	412	
3704-2019-0005	登米市中田町石森字本町160番	畑	53	
3704-2019-0007	登米市中田町上沼字弥勒寺山59番1	山林	3361	
3704-2019-0008	登米市中田町上沼字弥勒寺山59番2	宅地	200.29	
3704-2019-0009	登米市中田町上沼字弥勒寺山64番	墓地	9224	
3704-2019-0010	登米市中田町上沼字大泉門畑150番	宅地	143.24	

## 所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年5月6日

仙台法務局登米支局 登記官 若 菜 博 紀

記

意見又は資料の提出先 仙台法務局不動産登記部門又は登米支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m <sup>2</sup> )
3704-2021-2001	登米市迫町新田字駒林46	畑	212
3704-2021-2002	登米市迫町佐沼字大網248	墓地	60
3704-2021-2003	登米市迫町佐沼字大網486	田	261
3704-2021-2004	登米市迫町佐沼字西館22	畑	320
3704-2021-2005	登米市迫町佐沼字下田中37	宅地	208・70
3704-2021-2006	登米市迫町佐沼字巻ノ上22	畑	388
3704-2021-2007	登米市迫町佐沼字巻ノ上27	畑	65
3704-2021-2008	登米市迫町新田字北立戸102	墓地	225
3704-2021-2009	登米市迫町佐沼字畑中22-5	宅地	40・16